

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成30年3月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1700227 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700120 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から昭和 40 年 6 月 22 日まで

前回、私は、昭和 39 年 2 月から昭和 42 年 3 月まで継続して A 社に勤務しており、途中で辞めたことはないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められなかった。

しかし、私は、請求期間において継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

今回、記憶している当時の同僚の氏名を挙げるので、再度審議の上、請求期間の厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者が挙げた同僚を含む複数の被保険者に照会したものの、請求者が請求期間において A 社に勤務していたことを確認できる具体的な陳述を得ることができなかつたこと、ii) A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も不明であるため、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができないことなどから、既に平成 27 年 10 月 27 日付け及び平成 28 年 11 月 1 日付けで、年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間において継続して勤務しており、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたはずであると主張し、自身が記憶している複数の同僚の姓名又は姓を挙げることにより、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者が挙げた同僚について、姓名又は姓のみが一致する複数の厚生年金保険の被保険者に照会したものの、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な回答を得られなかつたことから、請求者の主張のみでは、当初

の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求期間について、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。